

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営農村振興総合整備事業引田地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成22年7月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

従前の土地の表示

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積 (m ²)
東かがわ市引田字沖代	795-2	田	田	1,753
”	805	田	田	1,033
”	801-1	田	田	1,438
”	665	田	田	444
”	825	田	田	107